



				1	2
3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20
	21	22	23	24	25
	26	27	28	29	

凡 例	
A 地区	
B 地区	
C 地区	
D 地区	
E 地区	
・壁面後退区域における工作物の設置の制限	
・建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限	

地区の区分	A 地区 (近隣商業地域)	B 地区 (準住居地域) (第二種住居地域)	C 地区 (第一種住居地域)	D 地区 (第二種中高層住居専用地域)	E 地区 (第二種中高層住居専用地域)
面積	約10.0ha	約12.0ha	約20.9ha	約24.4ha	約2.7ha
壁面後退区域における工作物の設置の制限	—	—	—	—	1 壁面後退区域には、工作物(地下工作物を除く。以下同じ。)又は占有物を設置してはならない。 ただし、フロントバス部分以外の部分において、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。 (1) 当該工作物又は占有物が、接岸線から5m以上後退しているとき。 (2) 門扉及び柱、玄関灯その他の簡易な工作物であるとき。 2 公共公益事業の用に供するものについては、前項の規定は適用しない。
建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限	建築物及び工作物の外観は、刺激的な色彩や装飾を避け、周辺環境と調和した落ち着いた落ち着いたものとする。また、電光式屋外広告物等を設置する場合は、点滅させないなど、生活環境、道路交通等に配慮したものとすること。	—	—	—	建築物及び工作物の色彩は、原則として原色を避け、周辺の居住環境と調和した落ち着いた落ち着いたものとする。

埼玉県
羽生市

